

《《 F A X 送信先 《《 審査部門 03-5620-2910

torion50 賃貸保証委託申込書 (個人用) ☐ 太枠内に漏れなくご記入ください。

私(お申込者)は、裏面の「個人情報の取得・利用・提供等に関する条項」及び「契約条項(お申込みの内容)」に同意の上、申込みをします。

※ご契約時には2枚目の契約書にご捺印ください。

サイン
まだ印

お申込みの内容 お客 様 用

お客様がお申込みされる会社名(乙)

日本賃貸保証株式会社
千葉県木更津市羽鳥野6丁目21番地4

ジェイアイディタルサービス株式会社
千葉県木更津市羽鳥野6丁目21番地4

ジェイアイディ総合管理株式会社
千葉県木更津市羽鳥野6丁目21番地4

FAX
送信方向

重要

①本枠内は、申込書に記入する方がご自身で記入して下さい。②本申込書の裏面に「個人情報の取得・利用・提供等に関する条項」及び「契約条項(お申込みの内容)」が記載されています。③審査の結果によっては、お断りする場合もございます。④審査の結果によっては、お断りする場合もございます。⑤審査の結果によっては、お断りする場合もございます。⑥審査の結果によっては、お断りする場合もございます。

torion50 申込者	お名前	フリガナ	2枚目に ご捺印 ください	自 宅 電 話		携 帯 電 話	
	性 別	男 ・ 女	生年月日	西暦	年	月	日 (オ)
	住 所	フリガナ 〒		国 籍			
	お 勤 め 先	フリガナ	勤 務 先 電 話	内 線			
	所 在 地	フリガナ 〒	業 務 内 容	役 職			
お 住 居	(1)公務員 (2)会社員 (3)会社役員 (4)派遣 (5)自営業 (6)パート・アルバイト (7)無職 (8)年金受給	お 住 居	(1)アパート (2)借家 (3)社宅 (4)賃貸マンション (5)公営住宅 (6)家族所有 (7)自己所有	賃 料	円	居 住 年 数	年 ヶ月
ご 家 族	(1)独身(家族別居) (2)独身(家族同居) (3)既婚・子供なし (4)既婚・子供(人)	年 収	万円	月 収	万円		
転居理由							
携 帯 アドレス	@	過去の J I D 利用	あり ・ なし				

緊急連絡先は、連帯保証人ではございません。但し、原則別世帯にお住いのお身内の方でお願いします。

緊急連絡先	(1) 緊急連絡先のみ (2) 連帯保証人 兼 緊急連絡先 (3) 親権者 ※(3)の場合は実印をご捺印ください。						
	お名前	フリガナ	※ (3)の場合のみ 2枚目に実印を ご捺印ください	申 込 者 の 関 係	国 籍		
	性 別	男 ・ 女	生年月日	西暦	年	月	日 (オ)
	住 所	フリガナ 〒	お 住 居	(1) アパート (2) 借家 (3) 社宅 (4) 賃貸マンション (5) 公営住宅 (6) 家族所有 (7) 自己所有			
	ご 家 族	(1) 独身(家族別居) (2) 独身(家族同居) (3) 既婚・子供(人) (4) その他(人)					

入居者	申込者ご本人様以外に入居される方がいらっしゃる場合はご記入ください。(1)契約者含め入居 (2)契約者以外入居						
	お 名 前	性別	続柄	生年月日	年齢	お 勤 め 先 (学校名)	お 勤 め 先 の 電 話 番 号
	フリガナ			西暦	年	月	日
	フリガナ			西暦	年	月	日
	フリガナ			西暦	年	月	日

※ゆうちょ銀行又はゆうちょ銀行以外の金融機関のどちらかをご指定ください。

お支払口座	ゆうちょ銀行				ゆうちょ銀行以外の金融機関			
	種目コード	契約種別コード	払込先加入者名	三菱UFJニコス株式会社	銀行信用金庫組合	支店		
	166	34	払込先口座番号	00190-5-73326				
	通帳記号		通帳番号(右詰でご記入ください)		預金種目	口座番号(右詰でご記入ください)		
	1	0			1. 普通 2. 当座			
預金者名	フリガナ	金融機関 お届出印 3枚目に捺印 ください	金融機関 お届出印 3枚目に捺印 ください	払込日	毎月 27 日 (休業日の場合は翌営業日)			

●この「お申込みの内容」は、契約成立後「契約の内容を明らかにした書類」となります。●お申込みの際は、裏面をよく読んでから十分納得した上でお客様がボールペンで強く自筆ください。●お申込みの内容によりましては、ご希望にそいかなる場合がございますので、予めご了承ください。●当社が契約を承諾しない場合でも申込書は返却いたしません。

申込日	西暦	年	月	日	契約 予定日	西暦	年	月	日	契約日	西暦	年	月	日
-----	----	---	---	---	-----------	----	---	---	---	-----	----	---	---	---

代理店	代理店名	(株)吉田宅建		担当者氏名	
	住 所	札幌市中央区南5条西8丁目7番地1		定休日	
	電 話 F A X	011-511-2222 011-521-5274		管理ソフト 顧客番号	
	代理店 コード	01A-G7890		保証番号	

契約年数	年	保証料率	%	保証料	円
------	---	------	---	-----	---

原賃貸借契約の契約途中・更新からご利用の場合は、下記の欄に○を付けてください。(未納賃料等がないことが条件となります。)

賃貸借申込内容	物件名称	フリガナ	間取り		用途	(1)住居用 (2)事業用
	所在地	フリガナ 〒	号室		契約状況	(1)契約途中 (2)更新から
	賃貸条件	家賃 円	管理費 円	礼金 円	保証金 円	その他 円
		円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円

毎月27日に翌月分のお家賃を(変動費がある場合は変動費も含め)口座振替いたします。

契約内容	契約時 受領家賃	日割家賃 円	月 日 日から	前家賃 円	月分	定期借家 契約種別	(1)再契約型 (2)期限延長無
	契約期間	西暦	年	月	日	西暦	年
	毎月支払総額	円+送金手数料			変動費 (有無に○)	有・無	
	変動費に○をされた方 のみ(該当項目に○)	水道	電気	ガス	その他()	発生月	(1)毎月 (2)ヶ月毎
	初回振替家賃	西暦	年	月	日	分家賃から	支払方法
初回振替開始日	西暦	年	月	27 日	支払日	毎月 27 日	

このお申込書をご使用いただく場合には、ご契約時に再度ご記入いただきます。予めご了承ください。



お申込者様には、
お申込受付後、お申込確認を下記番号よりご連絡いたします。



0120-641-060

※ご都合により J I D からの電話にお出になれない場合は、上記番号専用ダイヤルまで折り返しご連絡ください。

千葉県木更津市羽鳥野6丁目21番地4

ji> 日本賃貸保証株式会社

個人情報の取得・利用・提供等に関する条項

第1条（利用範囲）

- 日本賃貸保証株式会社グループ（以下「乙」という）は、お客様（賃借人、以下「甲」という）から賃貸保証委託契約（以下本件委託契約）のお申込時（含む契約時）に取得した以下の情報（以下「個人情報」という）を、関連する業務や情報提供（賃貸保証業務、会員専用通信販売業務、生活支援融資資金貸付サービスなど）を確実・円滑に遂行することを目的のために利用させて頂きます。
 - 個人情報の提供
 - 乙が申込書に甲が記載した氏名・年齢・生年月日・住所・電話番号・勤務先・メールアドレス・家族構成・住居状況等の「属性情報」（含む、本件委託契約締結後に乙が、甲及び緊急連絡先の方の同意を受ける等により知り得た「変更情報」）
 - 本件委託契約に関する契約の種類・申込日・契約日・商品名・毎月の家賃・家賃支払方法等の「契約情報」
 - 本件委託契約に関する月々の家賃等の支払状況・履歴等の「取引情報」
 - 甲が申告した内容、及び緊急連絡先の方の氏名・年齢・生年月日・住所・電話番号等の「支払能力判断のための情報」
 - 個人情報の委託及び提供について
 - 乙は、賃貸保証業務及び関連する業務について、甲へ適切かつ正確にサービスを提供するために乙で個人情報委託及び提供します。

【委託について】

以下のグループ会社に賃貸保証に関連する集金業務を委託します。集金業務に際しては、甲の口座番号等を金融機関に提供することがあります。
社 名：ジェイアイディ総合管理株式会社
住 所：千葉県東津守市羽鳥野6丁目21番地4
電話番号：03-4232-2510
個人情報保護管理者：代表取締役
ホームページアドレス：http://www.jids-net.co.jp/

【提供について】

以下のグループ会社には本件委託契約を締結された甲へ生活支援に関するインターネットを利用した通信販売及び各種情報提供、生活支援融資資金貸付サービスに関する情報提供などの情報を提供します。
提供する情報：氏名、住所、生年月日、性別、電話番号、契約日、契約期間、上記内容について、同意を得られた会員の情報に対してのみ、個人情報を提供します。

通信販売及び各種情報提供する会社
社 名：ジェイアイディータルサービス株式会社
住 所：千葉県東津守市羽鳥野6丁目21番地4
電話番号：03-4232-2526
個人情報保護管理者：取締役
ホームページアドレス：http://www.n-lifastyle.net/

生活支援融資資金貸付サービス提供する会社
社 名：ジェイアイディ総合管理株式会社
住 所：千葉県東津守市羽鳥野6丁目21番地4
電話番号：03-4232-2510
個人情報保護管理者：代表取締役
ホームページアドレス：http://www.jids-net.co.jp/

第2条（個人情報の取得・利用同意）

- 甲は、本条の乙が取得・利用することに同意します。
- 甲は、本人確認のために、乙が甲の運転免許証・パスポート等の証明書の記載内容を確認（含む、写しの入手）することに同意します。

第3条（個人情報の与信関連業務以外の利用・提供等の同意）

- 甲は、乙が次の各号のいずれかの場合に第1条に定める個人情報を利用することに同意します。
 - 宣伝物・印刷物の送付、メール配信・電話告知など、甲向け営業活動等のために利用する場合。
 - その他、販売活動・甲向け営業活動のために利用する場合。
- 甲は賃借人、及び集金者や甲との賃貸借契約更新・管理等を目的に第1条に定める個人情報を乙から提供を受け利用することに何ら異議なく同意します。

第4条（提携先及び個人信用情報機関への利用の同意）

- 甲は、乙が甲の支払能力の調査のために、乙の提携先に照会し、甲の申込情報が登録されている場合には、それを利用することに同意します。

【提携先の社名・住所・電話番号・ホームページアドレス】

社 名：株式会社クローバー・ネットワーク・コム
住 所：東京都渋谷区初台1-34-14 初台TNビル
電話番号：03-5333-9680
ホームページアドレス：http://www.clovernetwork.co.jp/

第5条（家賃債務保証情報取扱機関への登録・利用）

- 甲は、乙が甲への与信または与信後の管理のために、甲に関する個人情報について乙の加盟する家賃債務保証情報取扱機関に照会すること、及び甲に関する個人情報登録されている場合に乙がそれを利用することに同意します。
- 甲は、本件委託契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が乙の加盟する家賃債務保証情報取扱機関（以下乙の表に定める期間登録され、乙の加盟する家賃債務保証情報取扱機関の会員により甲の資料等の支払能力に関する調査のために利用されることに同意します。

登録情報	登録期間
氏名、生年月日、住所、電話番号等の本人情報	下記のいずれかが登録されている期間
本件委託契約に関する申込をした事実	乙が家賃債務保証情報取扱機関に照会した日から6ヶ月間
本件委託契約に関する客観的な取引事実	契約期間中及び契約終了後債務がなくなつてから5年間

- 家賃債務保証情報取扱機関に登録する情報は、以下の事実です。
 - 甲の氏名、生年月日、住所、電話番号、月額賃料等

- 甲の滞納額
- 甲・乙間または甲・賃借人間の係争事実

第6条（個人情報の提供等の同意）

甲は、乙が債権管理回収に関する特別措置法に基づき、債権回収会社に債権回収の委託（含む、債権譲渡）をする場合、第1条により取得した個人情報を債権回収会社に提供することに同意します。

第7条（個人情報の開示・訂正・追加・削除）

甲は、乙が取得している自己に関する個人情報乙の所定の方法により開示するよう請求することが出来るものとします。（この開示により、情報内容が不正確、または誤りであることが判明した場合には、乙はこの結果に基づいて速やかにその訂正、追加または削除に応じるものとします。）

第8条（本条項不同意の場合の措置）

- 甲が本件委託契約において必要な記載事項（本件委託契約書表面に記載すべき事項）の記載を希望しない場合、及び本条項の内容の全部、または一部を承認出来ない場合は、乙は本件委託契約を拒否する場合があります。但し、本条項の第3条、1項に同意しない場合は、これを理由に乙が本件保証委託契約を拒否することは、ないものとします。
- 賃借人またはその代理人が、別途「保証約款」に定める個人情報の取得・利用・提供等に不同意の場合は、乙はこれを理由に本件委託契約を拒否する場合があります。

第9条（審査結果の連絡）

甲は、乙が甲らの申込に基づき、乙が審査した審査結果を取次会社または賃借人に通知することに同意します。なお、乙は甲及び取次会社または賃借人に対し、審査結果に関する理由を開示します。

第10条（個人情報の管理）

乙は、その管理下にある個人情報の紛失、誤用、改変を防止するために、適切なセキュリティ対策の実施に努めます。個人情報には権限を持つ利用者のみがアクセスできる安全な環境下で保管するよう努めます。

第11条（問合せ窓口及び個人情報保護管理者）
個人情報の開示・訂正・追加・削除に関する請求窓口、及び個人情報に関するお問合せは下記の通りとします。

社 名：日本賃貸保証株式会社
住 所：千葉県東津守市羽鳥野6丁目21番地4
電話番号：03-4232-8080
個人情報保護管理者：管理本部長

賃貸保証委託約款

私（賃借人・以下「甲」という）と日本賃貸保証株式会社（以下「乙」という）は、表面記載物件（以下「本物件」という）に関する原賃貸借契約に基づく甲の賃借人に対する債務につき、賃貸保証委託契約（以下「本件委託契約」という）を締結します。

第1条（賃貸保証の委託）

- 本件委託契約は原賃貸借契約に基づいて発生する債務について、甲は乙に対し連帯保証することを委託し、乙はこれを受託します。本書は、「保証番号のご通知」により、乙から甲に通知された承認番号が記載されていない場合、及び同通知書に記載された承認番号と異なる番号が記載されている場合には、これを無効とします。
- 甲が法人の場合には、甲の代表者または入居者が原賃貸借契約の連帯保証人であることに限り、本件委託契約を締結することが出来ます。但し、この場合でも、乙が甲の代表者または入居者による連帯保証人を不要とする旨を認めたときは、この限りではありません。
- 賃借人またはその代理人が本物件を第三者に売却した場合、本件委託契約は終了します。但し、新賃借人及び乙が保証約款につき同意した場合は、本件委託契約を継続することが出来ます。

第2条（賃貸保証料）

- 甲は本件委託契約を締結する場合、乙指定の表面記載の賃貸保証料を乙に支払います。
- 原賃貸借契約が中途解約された、本件委託契約が解約された場合でも、甲は賃貸保証料の返還を請求しません。

第3条（本件委託契約の成立）

本件委託契約は、甲及び賃借人または賃借人代理人が本書を締結し、甲が賃貸保証料を支払ったときに、本件委託契約は成立します。

第4条（保証の範囲）

乙は、次の各号に該当する債務について甲と連帯して保証します。

- 原賃貸借契約に基づいて発生した家賃・共益費・管理費・駐車場使用料等（以下「賃料等」という）。但し、本件委託契約書に明記されているものに限りです。
- 原賃貸借契約解除後における本物件の明渡し義務不履行によって生じた賃料等相当損害金。但し、第5条3項の明渡し完了の日を以て賃料等相当損害金に対する保証は終了します。なお、明渡月の日割賃料等を計算する場合は、明渡月の実日数を分母に計算するものとします。
- 原賃貸借契約解除後、本物件に不動産類がある場合、その搬出、運搬、保管、処分に至した費用。
- 前各号の債務の履行に関し、訴訟等の法的手続きに要した費用。

第5条（保証期間）

- 本件委託契約の保証期間は、表面記載の契約期間の通りとします。
- 原賃貸借契約の期間途中で本件委託契約を締結する場合、始期は本件委託契約締結日より開始され、終期は原賃貸借契約の期間満了日までとします。
- 原賃貸借契約が終了し、明渡しが完了した場合には、本件委託契約は終了します。
- 本件委託契約期間中の保証期間の変更は認められません。但し、乙が承認した場合はこの限りではありません。

第6条（保証内容の変更）

- 本件委託契約の内容に変更が生じた場合は、甲は乙に対し速やかにその変更内容を届け出なければなりません。
- 前項によって届け出られた内容につき、乙が承認した場合には、本件委託契約は届け出通りに変更されます。

第7条（本件委託契約の更新）

- 甲は原賃貸借契約が更新されるときには、乙指定の手続きにより本件委託契約も更新するものとします。但し、正当事由の有無に関わらず、賃借人が甲に対し更新拒絶の通知をした場合、または賃借人が乙による保証を不要とする旨の意思を表明した場合には、本件委託契約は期間満了を以て終了します。
- 甲は、契約期間満了7日までに乙指定の賃貸保証料を支払わなければならないものとします。更新時の賃貸保証料の支払い方法は、預金口座振替規定に基づいて預金口座より引落しをします。以後、甲から本件委託契約解除の届け出がない限り、本件委託契約は自動更新します。
- 乙は本件委託契約の更新を不相当とする事由が認められる場合には更新を拒絶することができることを甲は予め承諾します。
- 本件委託契約書を締結せずに更新する場合、賃貸保証料の入金を乙が確認することにより、本件委託契約は成立します。
- 更新時の賃貸保証料の領収書は、自動振替扱いのため乙は原則発行しません。更新時の賃貸保証料を更新する場合、本件委託契約の内容の変更が認められない場合もあります。
- 甲は乙に対し、契約満了月の末日までに更新保証料を支払わなければならないものとします。甲が更新保証料の支払を遅滞したときは、甲は乙に対し、その額及びこれに対する年14.6％の割合による遅延損害金並びに請求のために要した費用を支払わなければならないものとします。

第8条（定期借家契約）

本物件が定期借家契約の場合は以下の通りとします。

- 原賃貸借契約が転賃を認める場合でも、本件委託契約は入居者が変更した時点で終了します。
- 原賃貸借契約が中途解約を認めない場合でも、甲が賃借人または第三者に本物件を明渡しした日を以て本件委託契約は終了します。この明渡しの日以降、賃料等及び賃料等相当損害金は発生しないものとします。
- 賃借人または賃借人代理人が原賃貸借契約期間満了の事前通知義務を怠ったために、契約終了日が延期された場合であっても、表面記載の契約期間満了日をもって本件委託契約は終了します。
- 定期借家契約が再契約型の場合は、第7条の更新と同様の扱いとします。
- 原賃貸借契約が賃借期間の延長を認めない場合において、再契約をする場合は新規申込と同様、乙指定の「賃貸保証委託申込書」を乙に送付した上で審査承認を得なければ保証は発生しません。但し、乙は当該申込を拒絶することが出来ます。

第9条（保証債務の履行）

甲が原賃貸借契約に基づき発生する債務の履行の全部または一部を遅延したため、乙が賃借人から保証債務の履行を求めたときは、甲及び入居者から本物件の明渡しが完了し、全ての債務が確定した後、甲に対して事前に通知をすることなく弁済することが出来ます。

第10条（求償権の範囲）

- 乙が保証債務を履行したときは、甲は乙に対し、その弁済額及びこれに対する弁済の日から年14.6％の割合による遅延損害金並びに弁済のために要した費用を支払わなければならないものとします。
- 甲に加えて、甲は乙に対し、甲に対する求償権の履行または保全のために要した費用を支払わなければならないものとします。
- 明渡しに関わる費用を乙が負担した場合も、前項と同様とします。

第11条（事前求償）

- 甲について、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、乙は保証債務の履行前であっても甲乙に対し、事前に求償権を行使することが出来るものとします。
 - 甲が破産手続き開始の決定を受け、かつ、原賃貸借契約の賃借人がその破産財団の配当に加入しないとき。
 - 原賃貸借契約に基づく債務が弁済期にあるとき。

第12条（債権譲渡）

甲は本件委託契約に基づき乙が第10条により取得する求償権を乙指定の会社に譲渡することを予め承諾します。

第13条（勤務先等への連絡）

- 甲は、乙が甲の居宅または携帯電話の電話番号に連絡をしても甲に連絡が取れない場合、乙が甲の勤務先または緊急連絡先に対し、甲の所在その他連絡方法を問い合わせることについて予め承諾します。
- 甲並びに緊急連絡先の個人または団体は、前項による乙からの問い合わせについて、乙に対し、名目の如何を問わず損害賠償その他一切の請求をすることは出来ません。

第14条（本物件内への立ち入り）

甲は、法令上認められている場合、または、甲について身体の異常その他緊急の事態が発生した可能性がある場合には、甲の承諾なく乙に室内に立ち入ることが出来ます。

第15条（連絡要請）

甲は、原賃貸借契約に基づいて発生した賃料等を滞納したとき、甲は乙に対し速やかに連絡するものとします。また、原賃貸借契約に附し敷金または保証金を差入れているか否かに関わらず、乙は甲に対し、物件の扉に手紙を挟むなど連絡を要請するための適切な措置を講じることが出来ます。但し、物件の入退室を排除する物理的な措置は講じないものとします。

第16条（動産類の保管及び処分）

- 原賃貸借契約が解除された後、甲が本物件の明渡しを完了または甲が本物件の占有を放棄した後に本物件内に動産類（明らかにゴミ類を除く。）がある場合、乙はこれを所定の場所内に保管します。この場合、保管開始後1ヶ月以上経過したときは、乙は甲に対し事前に通知することなくこれを処分または譲渡することが出来ます。

出来ず。

- 前項に関して発生する一切の費用は甲の負担とします。

第17条（原賃貸借契約の解除）

法令上認められている場合または賃借人の合意がある等の正当事由がある場合は、乙は甲に代わり原賃貸借契約を解除することが出来ます。

第18条（賃借権の継承）

- 甲の死亡等により債務の履行ができなくなった場合について賃借権を正当に継承した同居者あるいは親族がいる場合は、契約期間終了まで当該承継人との間で本件委託契約は継続します。
- 前項に基づき賃借権を承継した者は、第6条に定める保証内容変更を書面に届け出をしなければなりません。

第19条（集金、送金、保証金の前払い）

- 甲が原賃貸借契約に基づいて賃借人に支払う賃料等の集金・送金業務は、乙から委託を受けた三菱UFJニコス株式会社が行います。
- 集金は、預金口座振替規定に基づいて、甲の預金口座から引落す方法により集金します。なお、利用出来る口座は甲名義の口座のみとします。
- 賃料等の引落しは、毎月27日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）とします。なお、賃借人への賃料等送金手数料は、甲の負担とし、引落しにかかります。
- 乙は、集金した賃料等の賃借人への送金を「保証契約書」に基づいて行います。
- 第3項の期日に引落しができなかった場合は、乙が、賃借人に保証金（未納賃料等相当額）を前払します。（以下「前払保証金」という。）引落結果の内容により、次回以降の引落しを止める場合があります。
- 前項の場合、甲は、乙の請求に基づいて、未納賃料等及び再請求事務手数料600円（税別）を支払うものとします。支払い方法は、金融機関での振込みまたはコンビニエンスストア等での払込みによります。但し、振込みと払込みに要する費用は、甲の負担とします。なお、賃料等と、更新保証料等の合計が30万円を超える場合にはコンビニエンスストアで使用する払込票は発行されません。
- 甲が未納賃料等を支払い、その額が未払い債務の全額に満たないときは、以下の順序に従って当然に充当されるものとします。但し、支払時期の古いものから順に充当します。
 - 更新保証料等
 - に対する債務
 - 未納賃料等
 - その他の債務

第20条（請求書等の郵便物の返戻等）

- 甲指定の住所に郵送した請求書等の郵便物が延着または到着しなかった場合には、通常到着すべき時に到着したものとします。
- 同一集金口座で郵便物の送付先住所が複数有る場合には、甲の承諾無く乙は送付先住所をそのうちの一つに変更する場合があります。

第21条（管轄裁判所）

本件委託契約に基づく訴訟その他紛争については、物件の所在地並びに乙の本社または支店の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を以て管轄裁判所とします。

第22条（その他事項）

本件委託契約に定めのない事項については、民法、その他法令及び慣行に従い、双方誠意を持って協議、解決するものとします。

第23条（問合せ窓口）

- 原賃貸借契約についてのお問合せは、賃借人または代理店にご連絡ください。
- 本件委託契約についてのお問合せは、日本賃貸保証株式会社にご連絡ください。
- 引落し・コンビニエンスストア等の支払いについてのお問合せは、ジェイアイディ総合管理株式会社にご連絡ください。

torion50 2011.11現在

賃貸保証委託契約についてのお問合せ・ご相談は…

社名：日本賃貸保証株式会社
住所：〒292-0819 千葉県東津守市羽鳥野6丁目21番地4
電話番号：03-4232-8080
営業時間：平日9：00～18：00

引落・コンビニ支払についてのお問合せ・ご相談は…

社名：ジェイアイディ総合管理株式会社
住所：〒292-0819 千葉県東津守市羽鳥野6丁目21番地4
電話番号：03-4232-2510
営業時間：平日9：00～18：00